

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 8 月に退職後、62 年 2 月に別の会社に就職するまでの期間はアルバイトをしていたが、この期間の国民年金保険料は、納付書が送られてきたので納付した。納付書は 2 回ほど送られてきたと思うが、送られてきた分は全部支払ったはずであるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 8 月に退職後、しばらくは国民年金保険料を納付していなかったため、納付書が送られてきたとしているところ、オンライン記録によると、申立人に対し、61 年 12 月 22 日に納付書が作成されていることが確認できる上、申立人の国民年金の加入状況から判断すると、当該納付書は申立期間に係る過年度納付書であったと考えられ、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 60 年 8 月から 62 年 1 月までの国民年金加入期間の国民年金保険料について、2 回に分けてまとまった金額を納付したとしているところ、上記の過年度納付書が作成された時期とほぼ同時期に、申立期間直後の 61 年 4 月から同年 12 月までの保険料を一括納付しており、申立内容を裏付ける状況もみられる上、申立人が 2 回に分けて納付したとする金額は、申立期間及び 61 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 37 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで

申立期間当時は、生活が苦しい時期であったが、老後のことを考え国民年金に加入した。当時、母親や兄夫婦と同居していたが、自分の国民年金保険料は自分で納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、約 40 年間にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 3 月に払い出されていることから、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるところ、当時は過年度保険料の収納について、市町村に協力を要請していた時期（「保険料の現金徴収について」（昭和 37 年 4 月 13 日付け年発第 219 号厚生省年金局長通知）による。）である上、申立人の記号番号の前後の被保険者の納付状況をみると、遡^{そきゆう}及して被保険者資格を取得した期間について過年度納付をしているとみられる者が多数確認できることから、当時、市において過年度保険料に係る納付勧奨が行われていたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②は 9 か月と短期間である上、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されている。

以上の状況や、申立期間以降の国民年金保険料の納付状況などを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月17日から同年9月17日まで

私は、昭和39年7月17日にC社からA社に移籍したが、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚二人の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、A社に勤務する前にD社及びC社で勤務しており、B社に照会したところ、「A社はD社及びC社と関連会社であった。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間前後においてD社からA社に異動した二人については、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和39年9月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月29日から同年4月1日まで
昭和26年4月2日にA社D工場に入社し、間もなくして同社C工場で約1年間の業務教育を受けた後、同社D工場に戻った。
しかし、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同事業所への照会結果並びに申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和27年4月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和27年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年9月7日まで

社会保険事務所（当時）に記録されている平成2年4月1日から3年9月7日までの標準報酬月額と私が保管している給与支払明細書に記載されている報酬月額が相違している。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 12 月 13 日に資格を取得し、25 年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 12 月 12 日から 25 年 5 月 1 日まで

昭和 19 年 10 月に A 社 B 工場に入社した後、同社から C 社が独立した時に希望して転属した。しかし、転属以前 5 か月間の厚生年金保険加入記録が空白となっている。申立期間においては A 社に籍があったと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び A 社本店の沿革から判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 25 年 2 月 1 日から 56 年 3 月 3 日まで、同事業所で勤務していたことが確認できる。

また、A 社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、かつ、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同記録の資格取得日は昭和 24 年 12 月 13 日と記載されているものの、資格喪失日の記載が無い。

一方、当該被保険者名簿により、申立期間当時に A 社本店において厚生年金保険の資格を取得している 9 人のうち、8 人は、申立人と同様に厚生年金保険の資格喪失日の記載が無く、一人は昭和 55 年 11 月 4 日に資格喪失日を 25 年 5 月 1 日とする記録が追記されている上、全員が申立人と同様に同年 5

月 1 日に関連会社である C 社の被保険者資格を取得していることがオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 12 月 13 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 12 月 12 日については、事業主が上記のとおり被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、当該事業所における厚生年金保険被保険者と認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月3日から同年9月21日まで

私は昭和42年7月8日付けでB社（現在は、C社）に入社し、在籍のまま同年8月にA社に出向した。ところが社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和42年8月3日から同年9月21日の間、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司の供述及びC社から提出された申立人の従業員台帳の記録から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（昭和42年8月3日にB社からA社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和42年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険組合から提出された健康保険組合被保険者台帳における資格取得日と厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日
申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。
申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月16日に提出したと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日
申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。
申立期間における標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月16日に提出したと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 858

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から59年6月まで

申立期間当時は実家で家事手伝いをしており、父親が私に代わり国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も負担してくれていた。父親から、保険料は当時経営していた事業所の事務員に代わりに納付してもらっていたと聞いているので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその父親も他界しているほか、その父親が保険料納付を依頼していたとする事務員についても、所在が判明しないため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人には、上記国民年金手帳記号番号により、申立期間直後の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料を時効直前の61年10月22日に過年度納付しているなど、保険料を遡及して納付している期間がみられること等を踏まえると、申立人が、当該記号番号が払い出されるより前に国民年金に加入していたとは考え難い上、申立期間は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 859

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

母親が、将来のことを思い国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料は、納付書を持って母親と一緒に銀行に行き、納付した記憶が有る。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母親は他界しているため、国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年9月ごろに払い出されたとみられ、申立期間当時、申立人は学生であったため国民年金には任意加入となるが、任意加入対象期間については加入手続の時点から遡及して被保険者資格を取得することはできず、オンライン記録及び申立期間当時申立人が居住していた市の記録共に申立期間は未加入期間となっている上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、初めて国民年金の被保険者となった日として昭和61年7月16日と記載されており、オンライン記録と一致している上、申立人は、当該手帳以外の年金手帳の受取りについての記憶も曖昧であるとしている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1025 (事案 120 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月20日まで
前回、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、申立期間当時、A社において勤務していた。今回、申立期間当時の同僚の氏名を思い出したので、申立期間について再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社は解散しているため、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかつたこと、オンライン記録によると、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月28日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申し立てている事業所名をB社からA社に変更し、申立期間当時の同僚二人の氏名についても思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張しているため、当委員会においてこれらを調査した結果、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人から氏名の提示があつた同僚二人について、オンライン記録では申立期間当時の加入記録は見当たらない上、連絡の取れた一人に照会したところ、当時の記憶が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることはできなかつた。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月15日から34年11月1日まで
② 昭和35年6月1日から同年11月1日まで

私の夫は、昭和26年からA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①及び②にA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、二人の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が申立期間内に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚は「職人は手間賃の良い職場を渡り歩いていたから出入りはよくあった。申立人は職人であり、当該事業所への出入りが頻繁にあった。」と供述している上、そのうちの一人から「職人は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」との供述があった。

また、オンライン記録によると、A社は平成12年7月19日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、被保険者名簿により判明した当時の事業主は既に他界していることから、閉鎖登記簿謄本により判明した取締役（当時の事業主の子）に申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認で

きる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1027 (事案 711 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 12 日まで
② 昭和 40 年 3 月 15 日から 44 年 2 月 28 日まで

前回の申立てについて、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない旨の通知を受けたが、新たに供述してくれる同僚が見つかったので、もう一度調査し、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人は、申立期間前の 6 年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに供述してくれる同僚が見つかったので事実関係を再確認してほしいと主張しているため、申立人から提示があった同僚二人に照会したところ、一人は、申立期間②における事業所（申立期間に申立人が勤務していた最後の事業所）の同僚ではなく、もう一人は、申立期間②における事業所を退職した当時には脱退手当金の受給要件を満たしていないことから、いずれも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月ごろから 46 年 1 月 5 日まで
② 昭和 47 年 6 月ごろから 48 年 1 月ごろまで

A社（現在は、B社）には、昭和 45 年 9 月ごろから 46 年 4 月末まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、同年 1 月 5 日からとなっている。

また、同社には、昭和 47 年 6 月ごろに再就職し、48 年 1 月ごろまで勤務していた。申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことを覚えている者はいるものの、申立期間①及び②において勤務していたことは確認できなかった。

また、A社への入社年月を記憶している複数の同僚について厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認した結果、本人が記憶している入社時期の1か月後から数か月後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社時に合わせて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であると回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①及び②に係る申立人の被保険者原票は確認できない。

その上、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1029

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月ごろから 31 年 12 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月 11 日から 33 年 6 月 28 日まで

私が 18 歳となったころにA社に入社し、20 歳まで勤務した。途中で、B社に勤務したのは一時的な手伝いであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚に照会したところ、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の無限責任社員に照会したところ、既に他界しており、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年ごろから 52 年ごろまで
② 昭和 52 年ごろから 54 年ごろまで
③ 昭和 54 年ごろから 56 年ごろまで
④ 昭和 56 年ごろから 62 年ごろまで
⑤ 昭和 62 年ごろから平成 3 年ごろまで

申立期間①及び③については、A社で勤務し重機の運転をしていた。申立期間②については、B社で勤務し工場の配管に断熱材を巻く仕事をしていた。申立期間④については、C社、申立期間⑤については、D社で電気配線工として勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は確認できないが、昭和 48 年 7 月 1 日資格取得、52 年 11 月 30 日離職となっており、申立人が当該期間のうち 48 年 7 月 1 日から 52 年 11 月 30 日までの期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、申立期間①及び③にE市に所在したA社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、同市において同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、E市に「F事業所」という名称の事業所が確認できるが、昭和 46 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間のうち同年 10 月 1 日以降については同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

そこで、法務局に照会したところ、A社の商業登記簿は見当たらないとの

回答があり、当時の役員等関係者も不明である上、事業所番号等索引簿によっても「F事業所」の所在が不明であり、連絡が取れないため、申立人の申立期間①及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間①及び③当時の同僚の名字しか記憶していないため、本人を特定することはできず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間①及び③について、「F事業所」の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無い。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、「G事業所」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、当時の代表取締役等に照会したところ、「申立人は、手配師に依頼して派遣してもらった者で、直接雇い入れていなかったため、当該事業所では厚生年金保険に加入させていなかった。」との供述があった。

また、「G事業所」において申立期間②当時に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、「G事業所」の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

申立期間④について、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、C社は「H社」という名称で登記されており、商業登記簿謄本により判明した当時の事業主に照会を試みたものの、連絡が取れないため、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった上、オンライン記録によると、「H社」という名称の事業所についても厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、申立人は申立期間④当時の同僚の名字しか記憶していないため、同僚を特定することはできず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間⑤について、オンライン記録によると、D社は、平成元年 10 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、同年 10 月 12 日までは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間⑤当時にD社において厚生年金保

険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述は得られなかった。

さらに、D社は平成19年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した当時の事業主に照会を試みたものの、連絡が取れないため、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月ごろから 53 年 3 月ごろまで
② 昭和 53 年 5 月ごろから 54 年 4 月ごろまで
③ 昭和 54 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまで
④ 昭和 54 年 10 月ごろから 55 年 4 月ごろまで
⑤ 昭和 55 年 6 月ごろから同年 8 月ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間に係る記録が無いとの回答であった。私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録及びA社に勤務していた同僚の供述から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚及びA社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、同僚の中には「数年勤務したが、厚生年金保険の加入記録は2か月となっている。」と供述している者がいることから、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は昭和 57 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した当時の代表取締役の照会

したものの、連絡が取れないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、F社（昭和54年8月27日にB社から商号変更）は平成3年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により判明したB社及びF社の当時の代表取締役等に照会したものの、連絡が取れないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

申立期間③について、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、商業登記簿謄本による調査でもC社の当時の役員の所在が不明であるため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

申立期間④について、D社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚は、申立期間において同社に係る厚生年金保険の記録は見当たらない。

さらに、商業登記簿謄本により判明したD社の当時の代表取締役等に照会したものの、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間⑤について、申立人は当時の同僚の氏名等を覚えていないため、当該期間にE社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社本社の事務担当者に照会したところ、

「当時は各支社で社会保険の手続をしており、G支社に問い合わせをしたが、勤務していたかどうか分からない状況である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

さらに、E社及び同社H支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間⑤について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 26 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は昭和 56 年 12 月末ごろにA社を退職後、すぐに父親が経営するB社に入社し、61 年 9 月に結婚するまで勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には 16 か月も空白期間がある。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は平成 11 年 5 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の代表取締役（申立人の父親）に照会したところ、当時の記憶が不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間にB社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録によると、昭和 58 年 4 月 1 日資格取得、61 年 9 月 6 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、オンライン記録と一致している。

加えて、B社の申立人の父親に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被扶養者欄に申立人の氏名が記載されており、扶養開始年月日は記載されていないものの、扶養終了年月日が昭和 58 年 1 月 12 日と記載されているため、申立期間に申立人がその父親の被扶養者となっていたことがうかがえる。

その上、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間につい

て申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 15 日から 34 年 2 月 10 日まで
私はA社を退職後、すぐにB社に入社し、昭和 37 年 9 月まで勤務していた。申立期間は引っ越しのため 1 日休んだだけなのに厚生年金保険の加入記録に 10 か月も空白期間があるのは納得いかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち、入社日を記憶している同僚 4 人について厚生年金保険の資格取得日を調査したところ、本人が記憶している入社時期の数か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうち 3 人から、「入社後、数か月間は試用期間があったと思う。」旨の供述があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、B社は昭和 46 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した当時の代表取締役は連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。